

和歌山県看護研究学会における学術活動の利益相反に関する指針

序文

和歌山県看護研究学会(以下、「本学会」という)は、本学会の開催、和歌山県下の看護学領域の看護研究に関する事業を推進することを通して、看護学の発展を図り、人々の健康と福祉に貢献することを目的としている。看護学研究は、臨床と企業間で共同研究を行なう場合が少なくなく、公明性、中立性が求められる。臨床と企業間での共同研究の場合には、公的利益(得られる成果を社会へ還元する)と私的利益(個人が取得する金銭、地位、利権など)が研究者個人の中に生じることがあり、これを「利益相反(conflict of interest: COI、以下COI)」という。例えば、企業から無償で提供された器材を使ったり、企業や営利団体から研究費の提供を受けるなどである。COIそのものは問題ではないが、そのような経済的な利益関係などにより、研究に弊害が生じることが問題となる。そのため、公表資料(発表資料、抄録)に利益相反の有無を記載し自己申告することにより、その研究結果の中立性と公明性を確保して研究の責務を適正に果たしていることを実証する必要がある。COI 状態が深刻な場合、研究対象者の人権や生命の安全・安心が損なわれることが起こりうるし、研究の方法、データの解析、結果の解釈がゆがめられるおそれも生じる。また、適切な研究成果であるにもかかわらず、公正な評価がなされないことも起こりうる。

本学会は、会員に対して COI に関する基本的な考え方を示すことによって、本学会の研究の公明性と中立性を確保し、看護学研究活動を積極的に推進し、社会的責務を果たすために本指針を定めるものである。

申告すべき事項:

対象者は、個人における以下の(1)～(8)の事項について、正確な状況を本会大会長に申告するものとする。

- (1)企業・法人組織、営利を目的とする団体の役員、顧問職、社員などへの就任
- (2)企業の株の保有
- (3)企業・法人組織、営利を目的とする団体からの特許権などの使用料
- (4)企業・法人組織、営利を目的とする団体から、会議の出席(発表)に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当(講演料など)
- (5)企業・法人組織、営利を目的とする団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料
- (6)企業・法人組織、営利を目的とする団体が提供する研究費(受託研究、共同研究、寄付金など)
- (7)企業・法人組織、営利を目的とする団体がスポンサーとなる寄付講座
- (8)その他、上記以外の旅費(学会参加など)や贈答品などの受領

実施方法

- (1) 研究の結果を本学会で発表を行う筆頭演者は、当該研究実施に関わる開示する義務のある COI 状態がある場合は、発表時に公表するものとする。

例) <利益相反がある場合> 本演題発表に関連して、過去 1 年間に△△社から研究者所属の看護部への委託研究費・奨学寄付金などの研究費、および個人的な講演謝礼を受けている。

<利益相反がない場合> 本演題発表に関連して開示すべき利益相反関係にある企業等はない。

- (2) 本学会委員会は、対象者に重大な COI 状態が生じた場合、あるいは COI の自己申告が不適切であると指摘された場合、答申に基づいて改善措置などを指示することができる。
- (3) 本学会委員会は、学術集会で研究の成果等が発表される場合には、その実施が本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に反する演題については発表を差し止めるなどの措置を講ずることができる。この場合には、速やかに発表予定者に理由を付してその旨を通知する。

附 則 本指針は平成29年1月13日より施行する。

利益相反(COI)開示について

研究に関する発表を行う場合、筆頭発表者の皆様に、発表演題に関する利益相反状態の開示を行っていただきます。開示方法につきまして、下記のスライドをご利用いただき、発表用のタイトルスライドに加えてください。

なお、利益相反の有無にかかわらず、全ての発表者にご開示いただく必要がございますので、宜しくお願い申し上げます。

利益相反(COI)開示スライドの例	
演題名 × × × 氏名 ○○1) △△2) 1) ××大学 2) ◇◇病院 本演題に関連して、筆頭筆者に開示すべきCOIはありません。	演題名 × × × 氏名 ○○1) △△2) 1) ××大学 2) ◇◇病院 本演題に関連して、筆頭筆者の開示すべきCOIは以下の通りです。 ①○○会社より本日より1年以内に特許使用料を受領しています。 ②○○会社より本日より1年以内に原稿料を受領しています。 ③○○会社より本日より1年以内に講演料を受領しています。 ④○○会社より本日より1年以内に報酬を受領しています。 など
演題名 × × × 氏名 ○○1) △△2) 1) ××大学 2) ◇◇病院 本演題の筆頭筆者は企業に所属しており、研究費および該当するものの給与などは○○会社より支給されています。	

利益相反 Q&A

Q1:学会時の COI の自己申告開示は、どのような場合に誰が行なうのでしょうか。

A1:会員、非会員を問わず全ての演題発表の筆頭著者は、COI の自己申告開示を行なう必要があります。

Q2:どうして COI の自己開示を行なう必要があるのでしょうか。

A2:国の政策として、臨床と企業間での共同研究が積極的に推進されており、当然産学官の連携も活発化しています。その場合には、公的利益(得られる成果を社会へ還元する)と私的利益(個人が取得する金銭、地位、利権など)が研究者個人の中に生じることがあります。例えば、企業から無償で提供された器材を使ったり、企業や営利団体から研究費の提供を受けるなどです。COIそのものは問題ではありませんが、そのような経済的な利益関係などにより、研究に弊害が生じることが問題となります。そのため、公表資料(発表資料、抄録)に利益相反の有無を記載し自己申告することにより、その研究結果の中立性と公明性を確保して研究の責務を適正に果たしていることを実証する必要があるからです。

適正に申告されておれば、本学会としても研究者の立場から適切に説明責任を果たすことが可能となるからです。